

地方独立行政法人鳥取県産業技術センターが施行する文書の公印の押印の省略等に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、理事長又はその補助機関（地方独立行政法人鳥取県産業技術センター組織規程第4条に規定する部及び所並びに第14条に規定する研究統括本部長をいう。以下同じ。）が書面により施行する文書について、公印の押印を省略し、又は公印の印影を印刷することとすることにより、書面による文書の施行手続の簡素化を図り、もって業務運営の効率化に資することを目的とする。

(公印の押印の省略等)

第2条 理事長又はその補助機関が書面により施行する文書であって、規則その他の規程（以下「規則等」という。）により公印の押印を要するとされているものについては、当該規則等の規定にかかわらず、相手方が特に公印の押印を求める場合を除き、公印の押印を省略し、又は公印の印影を印刷して施行するものとする。

附 則

この規則は、令和4年4月21日から施行する。